

保 健 第 2 3 1 号
令和7年11月28日

県 立 学 校 長
市町村（組合）教育委員会教育長 殿
岡山大学附属学校園長

岡山県教育庁保健体育課長

「インフルエンザ警報」の発令について

岡山県において、11月28日に「インフルエンザ警報」が発令されました。季節性インフルエンザに対する発令は、過去最速であるとともに、11月中の発令は初めてとなります。流行時期等からさらなる流行拡大が懸念される状況にあるため、引き続き感染防止策の徹底等、感染予防・感染対策をお願いします。なお、市町村（組合）教育委員会においては、貴管内の学校園に周知ください。

記

＜予防と対策＞

○基本的な感染防止策

- ・場面に応じたマスクの着用、手洗い・手指消毒の実施
- ・室内の適度な湿度の設定、定期的な換気

○健康的な日常生活

- ・十分な休養、バランスのとれた食事

＜発熱等の症状が出たときは＞

- ・早めに医療機関を受診する
- ・周りの人へうつさないように「咳エチケット」を心がける
- ・水分を十分にとり、安静にして休養する

【本件担当】

岡山県教育庁保健体育課
健康・安全教育班

指導主事（副参事）井上 典子
TEL：086-226-7591



疾 第 566 号
令和7年11月28日

教育庁保健体育課長 殿
総務部総務学事課長 殿

保健医療部疾病感染症対策課長

「インフルエンザ警報」の発令について

令和7年10月30日に「インフルエンザ注意報」を発令し、県民への注意喚起を図っているところですが、第47週（11月17日から11月23日）には定点当たりの患者報告数が30人を超過し（41.22人）、流行時期等から今後も患者増加の可能性があることから、専門家の意見も踏まえ、本日、県下全域に「インフルエンザ警報」を発令し、県民へのさらなる注意喚起を図ることとしましたので、貴課関係機関においても、インフルエンザの拡大防止のための措置が十分講じられるよう御配慮をお願いします。

疾病感染症対策課 感染症対策班
担当：藤田、松岡、岡崎
TEL:086-226-7331

令和7年11月28日

課名	疾病感染症対策課
担当	藤田、松岡、岡崎
内線	3365、3368、3370
直通	086-226-7331

「インフルエンザ警報」を発令します

令和7年10月30日に「インフルエンザ注意報」を発令し、県民への注意喚起を図っているところですが、第47週（11月17日から11月23日）に定点当たりの患者報告数が30人を超過し（41.22人）、流行時期等から今後も患者増加の可能性があることから、専門家の意見も踏まえ、本日、県下全域に「インフルエンザ警報」を発令し、さらなる注意喚起を図ることとしましたので、お知らせします。

記

1 インフルエンザ流行期での注意事項

【感染防止策の徹底】

- ・場面に応じたマスクの着用
- ・手洗い、手指消毒の実施
- ・室内の適度な湿度設定、定期的な空気の入れ換え
- ・高齢者や基礎疾患のある方などは、人混みを避ける
- ・十分な休養、バランスのとれた食事

【予防接種を検討中の方は早めの接種を】

- ・特に高齢者や基礎疾患がある方など重症化リスクが高い方は、インフルエンザワクチンの接種を検討しましょう
(ワクチン接種により、発症をある程度抑える効果や、重症化を予防する効果があります)

【発熱等の症状が出た時は】

- ・早めに医療機関を受診しましょう
- ・周りの方へうつさないように「咳エチケット」を心がけましょう
- ・水分を十分にとり、安静にして休養をとりましょう

2 注意喚起の方法

- (1) マスメディアへの情報提供
- (2) 保健所、関係機関等を通じた注意喚起
 - ①学校、保育所、高齢者の入所施設等への注意喚起の徹底
 - ②市町村への広報の依頼
- (3) ホームページ、SNS等による広報の実施
疾病感染症対策課 (<https://www.pref.okayama.jp/soshiki/362/>)
感染症情報センター (<https://www.pref.okayama.jp/soshiki/309/>)

(参考)岡山県のインフルエンザ警報等の概要

専門家からの意見を聴取した上で、発令を判断する。

	注意報	警報
目的	注意報又は警報を発令し、県民の注意を喚起することで、予防及びまん延防止を図る。	
基準	流行シーズン入り（患者の発生が定点医療機関当たり <u>1人</u> を超過）	重症例の多発や著しい流行など特に緊急に注意喚起が必要なとき ・県全体で定点当たり <u>30人</u> を超過し、流行時期等から今後も患者増加の可能性がある場合 ・新型ウイルスが検出されるなど、まん延の拡大のおそれがある場合
発令区域	県下全域	
発令内容	流行のピークに向けて、手洗いの励行などを呼びかける。	
解除基準	2週連続して、定点当たり1人を下回った場合	

※県内の内科・小児科50医療機関を定点に指定し、1週間の患者数を集計

過去の発令状況

年度	注意報発令日	警報発令日	定点当たり 30 人超
平成 27 年	平成 28 年 1 月 14 日	平成 28 年 2 月 18 日	平成 28 年第 6 週
平成 28 年	平成 28 年 12 月 1 日	平成 29 年 1 月 26 日	平成 29 年第 3 週
平成 29 年	平成 29 年 12 月 7 日	平成 30 年 1 月 25 日	平成 30 年第 3 週
平成 30 年	平成 30 年 12 月 13 日	平成 31 年 1 月 24 日	平成 31 年第 3 週
令和元年	令和元年 11 月 28 日		
令和 2 年			
令和 3 年			
令和 4 年	令和 5 年 1 月 6 日		
令和 5 年	令和 5 年 10 月 5 日	令和 5 年 12 月 1 日	令和 5 年第 47 週
令和 6 年	令和 6 年 11 月 21 日	令和 6 年 12 月 26 日	令和 6 年第 51 週

インフルエンザ 警報 発令中です

県民の皆様へ



感染防止策の徹底

手洗い、換気、人混みを避ける



場面に応じてマスクの着用を

予防接種

重症化を予防するために



検討中の方は、お早めに！

詳しくはこちら ▼



症状が出た時は

水分を十分にとり、安静に



早めの受診、
咳エチケットも忘れずに！

県民の皆様へ

インフルエンザ 警報発令中

予防と対策をお願いします

詳しくはこち
ら

